

高槻市教育・保育施設 ご利用の手引き

令和6年4月1日 改訂版

※変更等があれば随時市ホームページにてお知らせしていますので、
市ホームページのご確認もお願いします。

郵送でのお申し込みも可能です



高槻市子ども未来部
保育幼稚園事業課

高槻市桃園町2番1号 総合センター7階

Tel: 072-674-7692

Fax: 072-675-8648

《目 次》

ページ	タイトル
	● 最初にお読みください
3	認可保育施設（2・3号）の入園までの流れ
4	オンライン相談窓口・来庁相談窓口のお知らせ（QRコード） 様式集（提出書類）のホームページ掲載場所のお知らせ（QRコード） 認可保育施設からの情報提供資料のお知らせ（QRコード）
	● 認可施設・事業の利用および申込について
5	教育・保育給付認定（1号・2号・3号）について 必要量（標準時間・短時間）・延長保育について 各認定の必要要件（保育要件）について
7	認可施設について（施設区分や申込先など／2・3号の利用申込スケジュール）
9	提出書類について（認定申請・利用申込・利用者負担算定など）
	● 保育施設・事業所等について
12	市立保育所・幼稚園は認定こども園へ
13	幼稚園等で教育を希望される方（1号認定）が利用可能な施設一覧 ・幼稚園、認定こども園1号の一覧 ・（参考）私立幼稚園の一覧
14	保育の利用を希望される方（2・3号認定）が利用可能な施設・事業一覧 ・保育所、認定こども園2・3号の一覧 ※（重要）翌年度以降に3歳児となる方へのお知らせ ・小規模保育事業等の一覧 ・（参考）企業主導型保育施設の一覧
17	※（公立）高槻市立保育所・認定こども園時間外保育（延長保育）のご案内
18	※小規模保育事業等を卒園される際のお知らせ（卒園後の受け皿）
	● 利用調整（選考）・点数について
19	利用調整（選考）について
21	高槻市 保育の利用選考基準
23	【重要】内定取り消し・内定辞退について
24	保育士等の資格保持者でお子様の保育施設利用を希望される方へ
25	兄弟姉妹の同時入所・転所申請について（きょうだい条件の設定） ・きょうだい入所条件ガイド ・注意事項（重要）／内定パターン一覧
27	【重要】入所後に新生児出産に伴い育児休業等を取得される場合について

ページ	タイトル
	●利用者負担額（保育料）について
29	注意事項／多子世帯の負担軽減について
30	3歳～5歳児の利用者負担額（保育料）等について
31	0歳～2歳児の利用者負担額（保育料）等について
	●その他保育サービスについて
32	幼児バスによる送迎のご案内 ※城内町⇄三箇牧認定こども園等
33	高槻認定こども園分室（年度利用保育）のご案内 ※城内町
35	公立幼稚園（芥川幼稚園・西大冠幼稚園）の就労支援型預かり保育のご案内
36	高槻認定こども園 休日・一時預かり保育室のご案内 ※八丁畷町
37	●よくあるお問い合わせについて（Q&A）
39	●（参考）前回の4月入所申込スケジュール <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園、私立認定こども園1号 ・公立幼稚園・公立認定こども園1号 ・認可保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業所等の2・3号） ・公立幼稚園の就労支援型預かり保育（芥川幼稚園・西大冠幼稚園の2園） ・高槻認手こども園分室（年度利用保育） ・高槻認定こども園休日・一時預かり保育室（定期利用） ・企業主導型保育事業
40	●保育の利用申込（継続）時におけるご注意事項
背表紙	高槻市ホームページ 保育幼稚園関連QRコード&検索ID集

<令和6年度 クラス年齢について> ※令和7年4月入所以降は、下記に1歳を足してください。

クラス	生年月日	
5歳児	平成30年4月2日	～ 平成31年4月1日
4歳児	平成31年4月2日	～ 令和2年4月1日
3歳児	令和2年4月2日	～ 令和3年4月1日
2歳児	令和3年4月2日	～ 令和4年4月1日
1歳児	令和4年4月2日	～ 令和5年4月1日
0歳児	令和5年4月2日	～

《最初にお読みください》

＜認可保育施設（2・3号）の入園までの流れ＞

① 施設見学・相談

① 予め希望施設への見学をお勧めしています（[37ページ](#)にQ & Aあり。事前に施設へお問い合わせください）。また、保育幼稚園事業課にて申し込みに関する相談窓口を設けています（[次ページ](#)参照）。

※ オンライン相談窓口も設けています（[次ページ](#)参照）。

※ 毎月5日頃に各施設の欠員状況を市ホームページに掲載しています（5～12月選考）。

※ 認可保育施設の情報ホームページに掲載しています（[次ページ](#)参照）。

② 申し込み

② 保育幼稚園事業課窓口へ来庁もしくは郵送でお申し込みください（郵送の場合、到達確認のお電話もお願いします）。

※ 申込期日（5～12月選考）：利用開始希望月の前月10日まで（土日祝の場合は前開庁日）（[8ページ](#)参照）

③ 利用調整

③ 市で利用調整（選考）を行い、内定者を決定します。

※ 待機となった場合は、翌月の選考に自動継続されます（ただし、認定期間終了時、及び、5～6月頃に実施される現況届が未提出の場合は自動継続されません。[37ページ](#)にQ & Aあり）。

④ 入園内定

④ 内定された方へ内定通知を郵送します。

内定通知到着後3日以内の出来るだけ早いタイミングで施設へ連絡し、入園前面談の日程調整等の打合せをしてください。

※ 保育施設では、内定決定直後より、入園児童の受入準備を開始します。そのため、もし辞退される場合は、早急に施設または保育幼稚園事業課までご連絡いただきますようお願いいたします。

（育児休業中の方のみ）
産後休暇・育児休業等復帰証明書の提出

入園日前日までで、出来るだけ早急に提出してください。

※ ご勤務先記入欄もあるため早急な対応をお願いします。

※ 復帰後の勤務時間が短時間勤務制度を利用し週30時間未満となる場合、短縮後の勤務時間にて再選考となり、内定取消しとなる場合があります（[23ページ](#)参照）。

※ 復帰期限は入園月の月末です（入園月の月初めに復帰しなければならないという訳ではありません。[38ページ](#)にQ & Aあり）。

⑤ 面談

⑤ 内定施設で面談を行い、入園準備を進めていただきます。

⑥ 入園 ※慣らし保育

⑥ 慣らし保育の期間は施設・クラス年齢・児童の状況等により異なりますので、施設と調整してください。

※ 原則1日入園（0歳児で生後57日目から入園する児童等のみ月途中入園が可能）

※ 利用者負担額（保育料）は入園後に決定・通知します。

※ 入園後も保育が必要な理由（出産・就労など）が変更となる場合は、必ず変更手続きしてください。

（育児休業中の方のみ）
ご勤務先への職場復帰

入園月の月末までに職場への復帰が必要です。

※ 入園月の月初めに復帰しなければならないという訳ではありません。

※ 上記は認可保育施設の保育認定（2・3号）の流れです。教育認定（1号）については、公立園の場合は保育幼稚園事業課へ、民間園の場合は各施設へお問い合わせください。

オンライン相談窓口のお知らせ

ご来庁いただかなくても保育所入所申込等のご相談をしていただけるよう、オンライン相談窓口を開設しています。スマートフォン等を活用し、相手の顔を見ながら、窓口相談と変わらない状態で利用相談をしていただけます。（本窓口では、利用相談のみがご利用いただけます。申請手続きをされる場合は書類の提出が必要になります。）

ご予約は、右記 QR コードから行ってください。

QR コード



来庁相談窓口のお知らせ

保育所等の入所に関するご相談や書類提出について、事前に Web で市役所（総合センター7階、保育幼稚園事業課）の窓口予約ができます。予約無しでも来庁相談は可能ですが、待ち時間短縮等のため Web 予約をお勧めします。

ご予約は、右記 QR コードから行ってください。

※正午から午後1時の間は窓口業務を縮小しています。

QR コード



※翌年度4月入所に係る相談予約・申込予約は、10～11月頃・2月頃に別途開設予定です。

様式集（提出書類）のホームページ掲載場所のお知らせ

市ホームページにて、新規申込や転園、教育・保育給付認定、施設等利用給付（無償化）関連など、各種手続きに必要な様式等を掲載しています。

※全ての必要書類を掲載しているわけではございません。世帯により追加の書類提出を必要とする場合がありますので、本冊子（ご利用の手引き）9～11ページ等を確認いただいたり、保育幼稚園事業課窓口までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

QR コード



認可保育施設からの情報提供資料のお知らせ

認可保育施設からいただいた施設情報（保育方針・保育料以外の実費（制服代・教材費・給食費・延長保育料など）・一日のスケジュールなど）をホームページへ掲載しています。QR コードからご確認ください。

園マップ
(施設地図)



公立保育所



公立認定こども園



民間保育園



民間認定こども園



小規模



事業所内

